

制定	平成20年	3月19日	岡運公示第11号
改正	平成24年	11月22日	岡運公示第8号
改正	平成28年	8月1日	岡運公示第1号
改正	令和2年	1月10日	岡運公示第7号
改正	令和2年	4月7日	岡運公示第3号
改正	令和2年	12月25日	岡運公示第10号
改正	令和5年	8月1日	岡運公示第6号
改正	令和6年	4月15日	岡運公示第2号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の 表示等に関する取扱いについて

タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、関係法令及び運賃実施通達の規定のほか、平成14年3月26日付け中国運輸局公示第220号で定められているところであるが、当支局管内におけるその具体的取扱基準を下記のとおり定めたので公示する。

また、平成14年3月26日付け中国運輸局公示第220号記の3の判断はこの基準に沿って行うこととする。

平成20年 3月19日

中国運輸局岡山運輸支局長 藤原 弘登

記

I 一般準則

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
- 2 表示する文字等の塗色は、車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならない。

なお、表示する文字（1文字あたり）の大きさは、車内表示の場合及び別途の規定がある場合を除き縦横50ミリメートル以上とする。
- 3 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
- 4 表示装置、表示板の取扱いは適切に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
- 5 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限度の物であって、旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。
- 6 道路運送車両の保安基準に抵触しない表示及び灯火の色とすること。
- 7 個人タクシー事業者の定期休日に於ける自家使用等、やむを得ず自家用として使用する場合は、車外に向けその旨わかりやすく表示しなければならない。また、その場合表示した時刻、終了した時刻及び運行した区間を、運転日報の備考欄に記入する等、記録しておくこと。

II 一般タクシー（一人一車制個人タクシーを含む。）の表示等

- 1 運賃メーター器（「外付け運賃・料金ユニット」を使用する場合は、それも含める。以下同様）

運賃メーター器は、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器の表示が確認できる位置に装着する。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限

りではない。

2 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとする。

ただし、車外表示装置（表示灯）に、(2) ①から⑪までの事項が表示される場合にあっては、車外に向けての表示は必要ないものとする。

(1) 装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、別表1「一般タクシーの表示方法」の例による位置に装着する。

なお、Ⅱ2のただし書きの車外表示装置（表示灯）を使用する場合は、ダッシュボード、又は前席左前に装着することができる。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち、下記⑤から⑪まではⅡ7の表示板によることができる。

① 『賃走』

距離制運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

② 『支払』

支払いの場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③ 『空車』

空車の場合に、車外に向けて表示する。

④ 『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

⑤ 『迎車』

7. 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。(ただし、⑥に規定する『予約』を表示する場合は適用しない。)

イ. 『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑥ 『予約』

迎車回送料金を適用せず旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。(ただし、⑤に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。)

⑦ 『貸切』

ア. 時間制運賃を適用する場合、又は福祉輸送運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

イ. 『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑧ 『観光』

ア. 観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

イ. 『観光』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『観光』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑨ 『回送』

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

イ. 『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

⑩ 『救援』

ア. 救援事業を行う場合はその時間中、車外に向けて表示する。

イ. 『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑪ 『定額』

ア. 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

イ. 『定額』は、前記の場合以外を表示してはならない。

ウ. 『定額』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

3 車外表示装置

車両の屋根に車外表示装置（表示灯）を装着する場合には、次に掲げる表示装

置を、別表1「一般タクシーの表示方法」の例による位置に装着する。

なお、車外表示装置に使用する灯火の色、点灯方法及び光度等は、道路運送車両の保安基準に適合するものでなければならない。

(1) 事業者名等表示灯

『タクシー』、『TAXI』、事業者の名称若しくは記号又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。

なお、記号は、商標登録がされたもの等、周知されているものに限る。(以下、「記号」について同じ。)

(2) 車種区分表示灯

車種区分(『普通』『大型』『特大』のいずれか)を表示することができる。

車種区分を表示する場合は、中国運輸局長公示により運賃適用地域ごとに定められた車種区分のうち、当該車両に適用する車種区分を表示すること。

上記(1)の表示灯にこれを併記することもできる。

(3) 禁煙車表示灯

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示する。

なお、『禁煙マーク』と『禁煙車』を併記することもできる。

表示灯は別表2「禁煙表示灯等の表示方法」の規格による。

4 車外表示

車両の外側(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表1「一般タクシーの表示方法」の例による位置に表示する。

なお、表示方法はペンキ等の塗色又は容易に除去できないステッカーによるほか、マグネットシート等脱落の恐れがないものとする。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号(法人における「株」、「有」等は省略可)

(2) 『タクシー』又は『TAXI』(上記(1)の名称に当該文字が含まれている場合又は「交通」の文字が含まれている場合はタクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定指定地域を除き省略できる。)

(3) 『個人』(一人一車制個人タクシーに限る。)

(4) 所属営業所の所在地名の略称

所属営業所の所在する地区名(市町村合併が行われた場合の旧の市町村名を含む。)、市町村名又は営業区域名。

(『市』、『町』、『村』の文字は省略する。)

(5) 初乗運賃額等

『初乗』の文字及び初乗運賃額（当該車両に適用する初乗運賃額）を赤色文字で表示する。

ただし、運賃及び料金の認可時（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域及び準特定地域においては届出時）等において別途指示があった場合は、当該指示による。

なお、前面ガラスに表示する場合は、道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 7 号の規定による、平成元年 5 月 1 日付 中国運輸局公示第 113 号で縦 5.6 cm 以内、横 11 cm 以内のものと指定されているので注意すること。

(6) 車種区分

『普通』『大型』『特大』のいずれかを表示することができる。

車種区分を表示する場合は、中国運輸局長公示により運賃適用地域ごとに定められた車種区分のうち、当該車両に適用する車種区分を表示すること。

(7) 禁煙車表示

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示する。

表示は別表 2 「禁煙表示灯等の表示方法」の規格による。

(8) 『限定』（業務の範囲を限定するものに限る。）

5 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には視野及び運転操作を妨げない位置で、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

旅客から見えやすく固定式とする。

(2) 登録タクシー運転者証、個人タクシー事業者乗務証

タクシー業務適正化特別措置法の規定により「登録タクシー運転者証」「個人タクシー事業者乗務証」を表示しなければならない場合は、裏を旅客から見やすいように表示する。

(3) 運賃割増

黄色地に黒色の文字で、深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に表示する。

(4) 禁煙表示

旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。

表示は別表2「禁煙表示灯等の表示方法」の規格による。

(5) 運賃及び料金の内容等

（初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方法等）

旅客から見やすい位置に適切に表示する。

ただし、表示できない項目についてはこれらを記載したものを運転者に携行させることとする。

6 ユニバーサルデザインタクシー車両の表示

ユニバーサルデザインタクシー車両については以下のとおりの取扱いとする。

(1) 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日までにレベル2の認定を受けた一般車両については、別表4の1に定める表示マークを表示するものとする。

②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日までにレベル1の認定を受けた一般車両については、別表4の2に定める表示マークを表示するものとする。

③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車いす用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別表4の3に定める表示マークを表示することを推奨する。

④「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年4月1日以降にレベル2の認定を受けた一般車両については、別表4の4に定める表示マークを表示するものとする。

⑤「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年4月1日以降にレベル1の認定を受けた一般車両については、別表4の5に定める表示マークを表示するものとする。

⑥「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和6年4月1日改正）において、レベル準1の認定を受けた一般車両については、別表4の6に定める表示マークを表示するものとする。

(2) 表示マークの大きさについては、15cm四方以上とする。

(3) 表示位置については、窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外

部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

- 7 表示板による表示（上記2. の表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）

表示板は、縦90、横200ミリメートル以上とし、表示する文字の大きさは縦横70ミリメートル以上とし白地に黒文字とする。（以下「表示板」について同じ。）

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表1「一般タクシーの表示方法」とし、昼間・夜間を問わず車外前面から明瞭に確認できるように表示する。

(1) 『回送』板

- ① 運転者が食事、休憩若しくはトイレの為、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃、料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合は、回送板を掲出しなければならない。
- ② 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ③ 回送板は、全車両に備え付けておかなければならない。
- ④ 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

(2) 『迎車』板

- ① 旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。（ただし、(3)に規定する『予約』板を掲出する場合は適用しない）
- ② 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(3) 『予約』板

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合、予約板を掲出しなければならない。（ただし、(2)に規定する『迎車』板を掲出する場合は適用しない。

(4) 『貸切』板

- ① 時間制運賃を適用する場合、又は福祉輸送運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、貸切板を掲出しなければならない。
- ② 貸切板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(5)『観光』板

- ① 観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光板を掲出しなければならない。
- ② 観光板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ③ 観光板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

(6)『救援』板

- ① 救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。
- ② 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ③ 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

(7)『定額』板

- ① 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。
- ② 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ③ 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

8 適用除外

- (1) 営業所のみにおいて運送の引き受けを行うもの、又はあらかじめ予約を受けて行う運送に使用する車両であって、冠婚葬祭の場合等で旅客から表示灯等を外すよう求められた場合等、特段の必要があると認められる場合は、別添〔第1号様式〕により、岡山運輸支局長の承認を受けた事業者については、承認を受けた理由による運送に限っては、次に掲げる規定のみ適用し、その他は除外することができる。

- ① 上記「Ⅱ 4 車外表示」のうち、(1) 事業者の氏名、名称又は記号、(8) 『限定』。
- ② 上記「Ⅱ 5 車内表示又は掲示事項等」のうち、(1) 事業者の氏名又は名称等及び自動車登録番号、(4) 禁煙表示。
- ③ ただし、①②の表示方法は、旅客から見やすい位置とする。

- (2) 一定の地域において相当程度禁煙車が導入される場合であって、利用者に周知されていると認められる地域については、上記「Ⅱ 3 車外表示装置」のう

ち、(3) 禁煙表示灯は装着しなくてよいものとする。

9 福祉輸送車両の取扱い（福祉輸送事業限定事業者を除く）

一般タクシー事業者が福祉輸送を行う場合の表示等については、「Ⅲ 福祉輸送事業限定事業者が使用する車両（セダン型を含む）の表示等」に準ずる。

Ⅲ 福祉輸送事業限定事業者が使用する車両（セダン型を含む）の表示等

1 運賃メーター器

運賃メーター器は、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器の表示が確認できる位置に装着する。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限りではない。

2 車内表示装置

車両の内部に装着する表示装置は、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。なお、運賃メーター器を設置する場合は、表示項目が連動して作動する構造の装置であること。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとする。

ただし、車外表示装置（表示灯）に、(2) ①から⑧までの事項が表示される場合にあっては、車外に向けての表示は必要ないものとする。

(1) 装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、別表3「福祉輸送限定車両の表示方法」の例による位置に装着する。

なお、上記Ⅲ2のただし書きの車外表示装置（表示灯）を使用する場合は、ダッシュボード、又は前席左前に装着することができる。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち、下記⑤から⑧まではⅢ6の表示板によることができる。

① 『賃走』

距離制運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

② 『支払』

支払いの場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③ 『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

④ 『迎車』

7. 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。(ただし、⑤に規定する『予約』を表示する場合は適用しない。)

1. 『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑤ 『予約』

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。(ただし、④に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。)

⑥ 『貸切』

7. 時間制運賃を適用する場合、又は福祉輸送運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

1. 『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑦ 『回送』

7. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

1. 『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

⑧ 『救援』

7. 救援事業を行う場合はその時間中、車外に向けて表示する。

1. 『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

3 車外表示装置

車両の屋根に車外表示装置（表示灯）を装着する場合には、次に掲げる表示装置を、別表3「福祉輸送限定車両の表示方法」の例による位置に装着する。

なお、車外表示装置に使用する灯火の色、点灯方法及び光度等は、道路運送車両の保安基準に適合するものでなければならない。

(1) 事業者名等表示灯

事業者の名称若しくは記号。

(2) 禁煙車表示灯

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示する。

なお、『禁煙マーク』と『禁煙車』を併記することもできる。

表示灯は別表2「禁煙表示灯等の表示方法」の規格による。

4 車外表示

車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表3「福祉輸送限定車両の表示方法」の例による位置に表示する。

なお、表示方法はペンキ等の塗色又は容易に除去できないステッカーによるほか、マグネットシート等脱落の恐れがないものによる横書きとし、自動車の両側面及び後部に行うこと。文字の色は車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を使用すること。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号（法人における「株」、「有」等は省略可）

(2) 『福祉輸送車両』

(3) 『営業区域』

(4) 福祉輸送事業限定事業者にあつては『限定』

(5) 初乗運賃額等

『初乗』の文字及び初乗運賃額（当該車両に適用する初乗運賃額）を赤色文字で表示する。

ただし、運賃及び料金の認可時等において別途指示があつた場合は、当該指示による。

なお、前面ガラスに表示する場合は、道路運送車両の保安基準第29条第4項第7号の規定による、平成元年5月1日付 中国運輸局公示第113号で縦5.6cm以内、横11cm以内のものと指定されているので注意すること。

(6) 禁煙車表示

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示する。

表示は別表2「禁煙表示灯等の表示方法」の規格による。

5 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には視野及び運転操作を妨げない位置で、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

旅客から見えやすく固定式とする。

(2) 運賃割増（認可を受けている場合に限る。）

黄色地に黒色の文字で、深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に表示する。

(3) 禁煙表示

旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。

(4) 運賃及び料金の内容等

認可を受けた運賃及び料金の内容等（初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方法等）について、旅客から見やすい位置に適切に表示する。

ただし、表示できない項目についてはこれらを記載したものを運転者に携帯させることとする。

6 表示板による表示（上記Ⅲ 2の表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）

表示板は、縦 90、横 200 ミリメートル以上とし、表示する文字の大きさは縦横 70 ミリメートル以上とし白地に黒文字とする。（以下「表示板」について同じ。）

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表 3「福祉輸送限定車両の表示方法」とし、車外前面から明瞭に確認できるように表示する。

(1) 『賃走』板

距離制運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

(2) 『回送』板

① 運転者が食事、休憩若しくはトイレの為、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃、料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合は、回送板を掲出しなければならない。

② 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

③ 回送板は、全車両に備え付けておかななければならない。

④ 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

(3) 『迎車』板

- ① 旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。(ただし、(4)に規定する『予約』板を掲出する場合は適用しない)
- ② 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(4) 『予約』板

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合、予約板を掲出しなければならない。(ただし、(3)に規定する『迎車』板を掲出する場合は適用しない。

(5) 『貸切』板

- ① 時間制運賃を適用する場合に、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、貸切板を掲出しなければならない。
- ② 貸切板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(6) 『救援』板

- ① 救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。
- ② 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ③ 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

(7) 『定額』板

- ① 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。
- ② 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ③ 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

附 則

- 1 本公示は、平成20年 3月19日より適用する。
- 2 平成18年9月29日付け岡運公示第15号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」は、平成20年 3月19日限りで廃止する。
- 3 本公示の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、次の車両代替時等に本公示に適合する表示に切り替えるものとする。

附 則

本公示の改正は、平成28年 8月 1日より適用する。

附 則

- 1 本公示の改正は、令和2年2月1日より適用する。
- 2 本改正の適用日に使用中である車両の「小型」表示（Ⅱ3(2)、Ⅱ4(6))について、「小型」から「普通」への表示変更、または「小型」の表示を消去する等の措置を行う期間として、令和3年1月31日までの経過措置期間を設けるものとする。

附 則

本公示の改正は、令和2年4月1日より適用する。

附 則

本公示の改正は、令和3年1月1日より適用する。

附 則

- 1 本公示の改正は、令和5年8月1日より適用する。
- 2 本改正の適用日に現に存する事業用自動車の表示等については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 本公示の改正は、令和6年4月1日より適用する。

年 月 日

中国運輸局岡山運輸支局長 殿

住 所

名 称

タクシー車両の表示等実施適用除外承認申請書

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の表示等について、タクシー車両の表示等実施要領により難い車両として適用除外の承認を申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所

2. 適用除外を受けようとする表示事項等

※事業者の氏名、名称又は記号等については適用除外になりません。

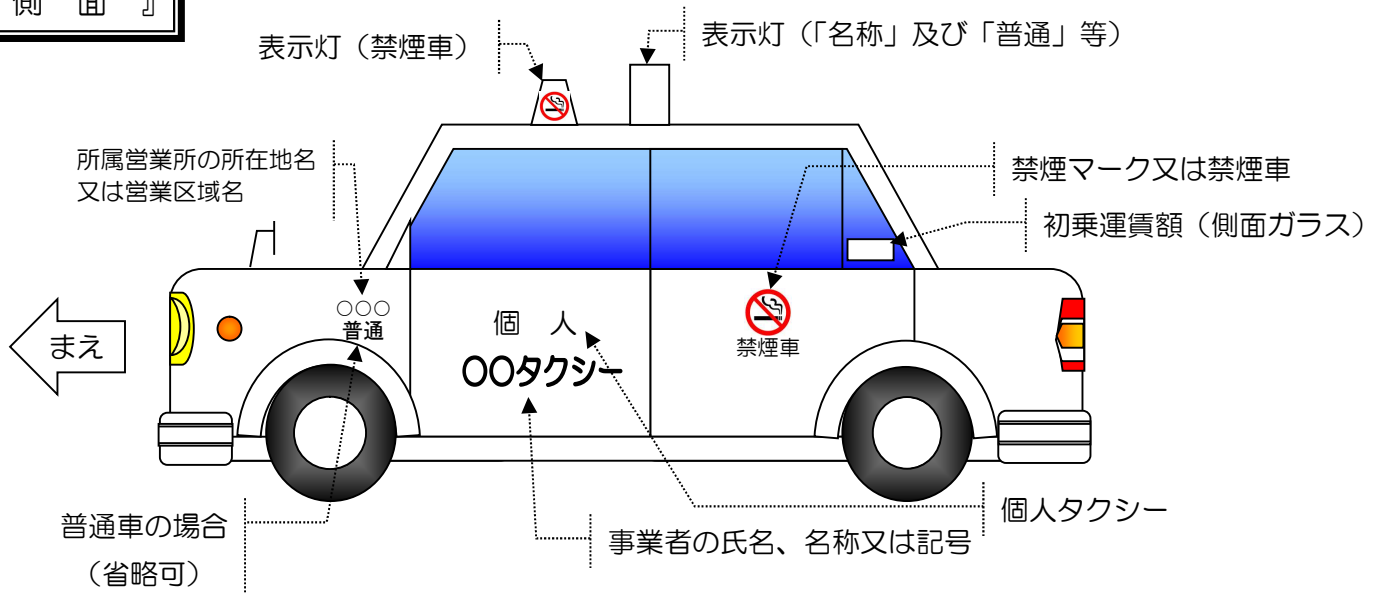
3. 適用除外を必要とする理由

4. 添付書類

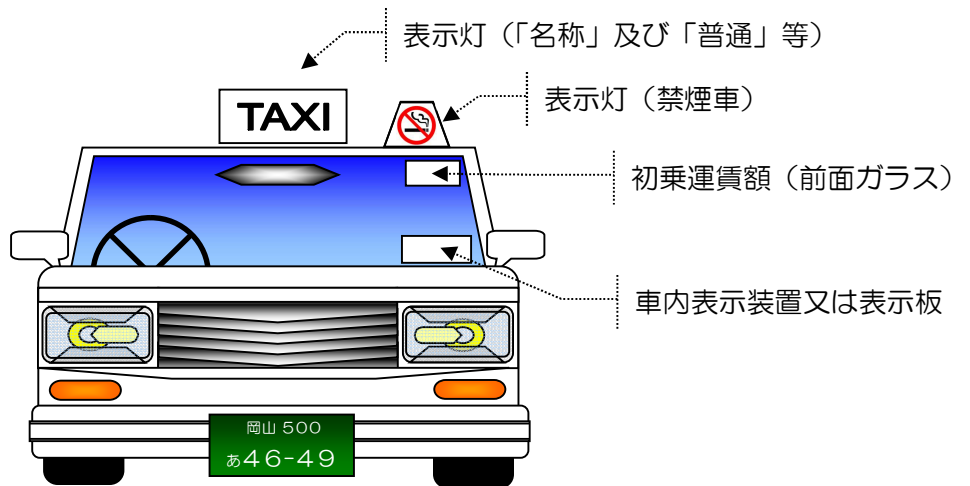
※車両の写真（適用除外にならない事項が確認できるもの。）

別表1 「一般タクシーの表示方法」

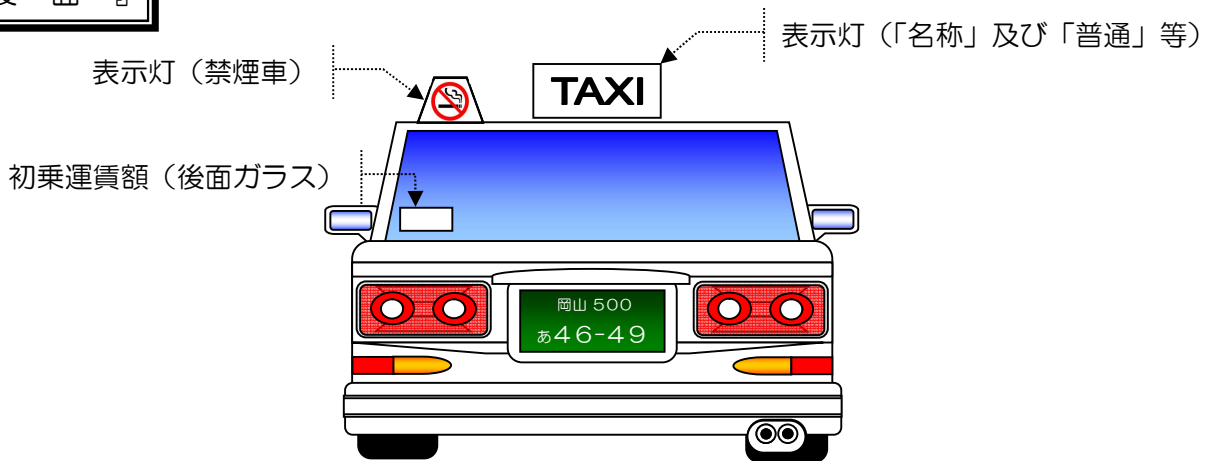
『側面』



『前面』



『後面』

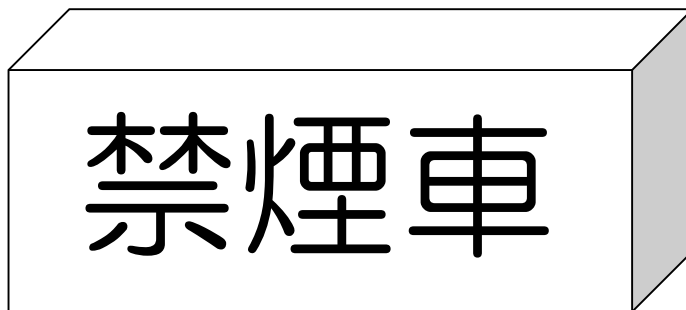


別表2 「禁煙表示灯等の表示方法」

『 表示灯 』



又 は



注1:マークと文字を合体させた装置でも良い。また、外形は丸型・台形等のものでも良い。

注2:マークと文字（1文字あたり）の大きさは、縦横それぞれ100mm以上とする。

注3:灯火の色、点灯方法及び光度等が「道路運送車両の保安基準」に適合したものを使用する。

『 車外表示 』



又 は

禁煙車

注1:マークの大きさは、縦横それぞれ100mm以上とする。

注2:文字（1文字あたり）の大きさは、縦横それぞれ50mm以上とする。

『 車内表示 』



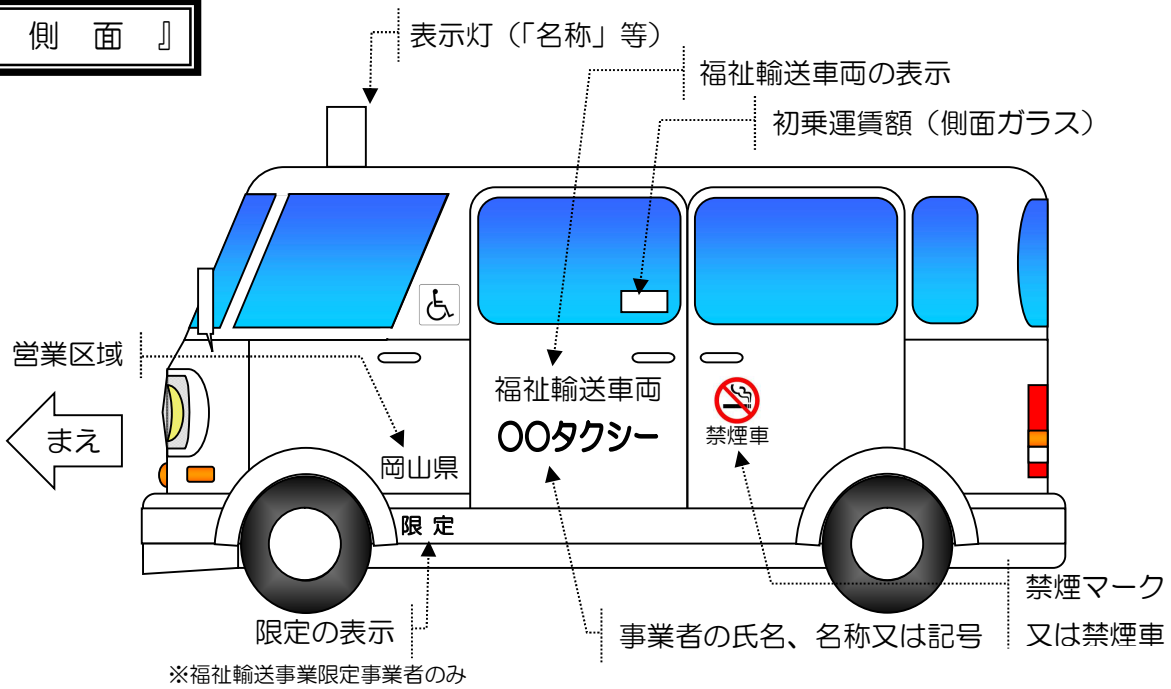
又 は

禁煙車

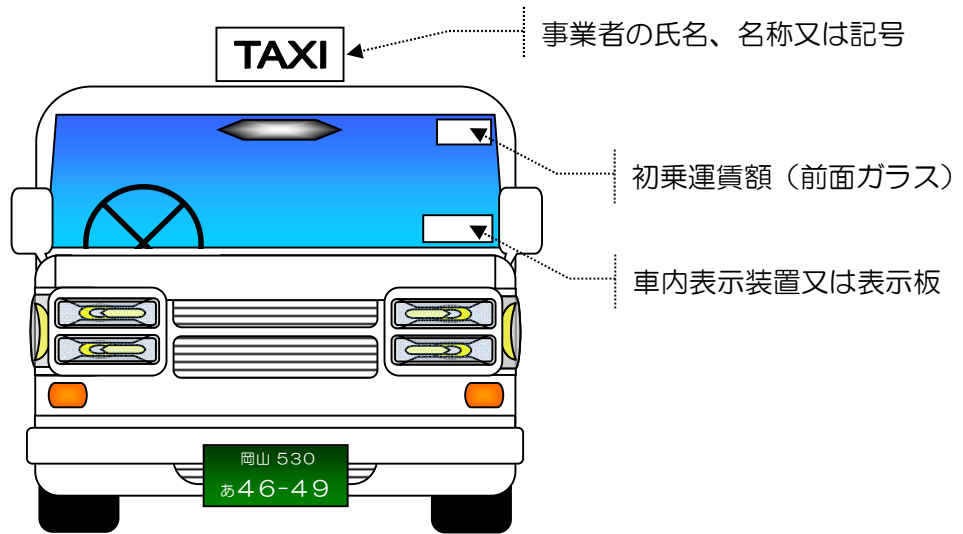
注1:いずれも旅客から見やすい位置に表示する。

別表3 「福祉輸送限定車両の表示方法」

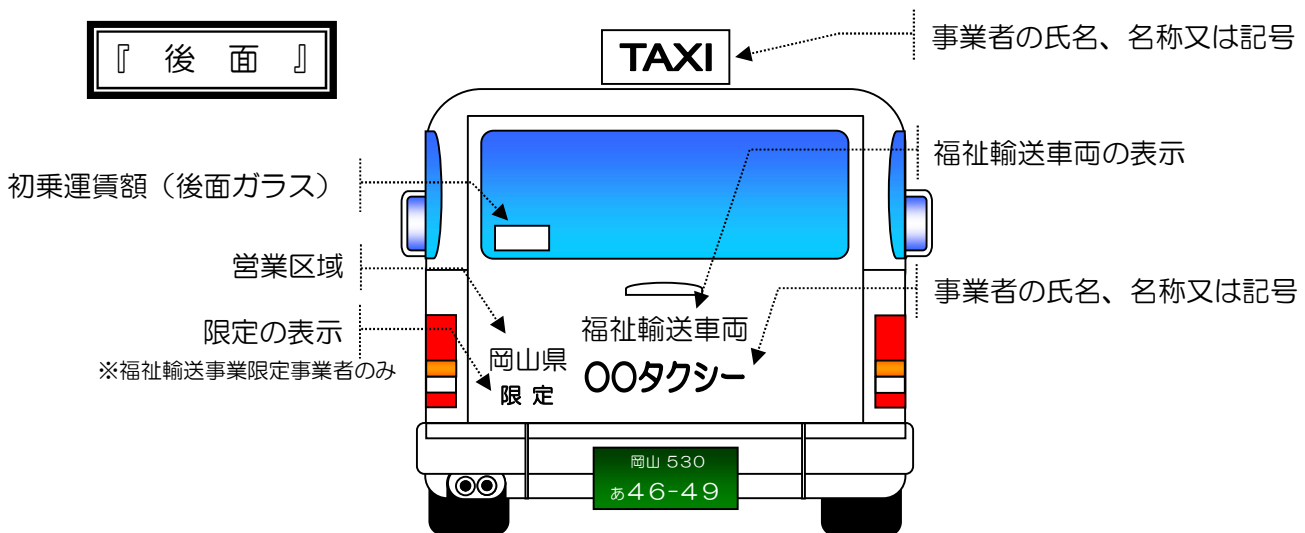
『側面』



『前面』



『後面』

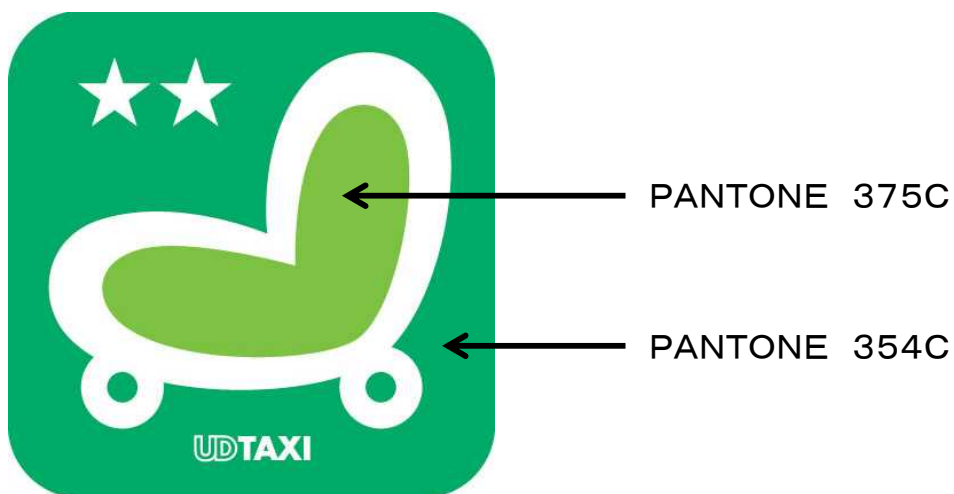


別表4の1

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日以前にレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

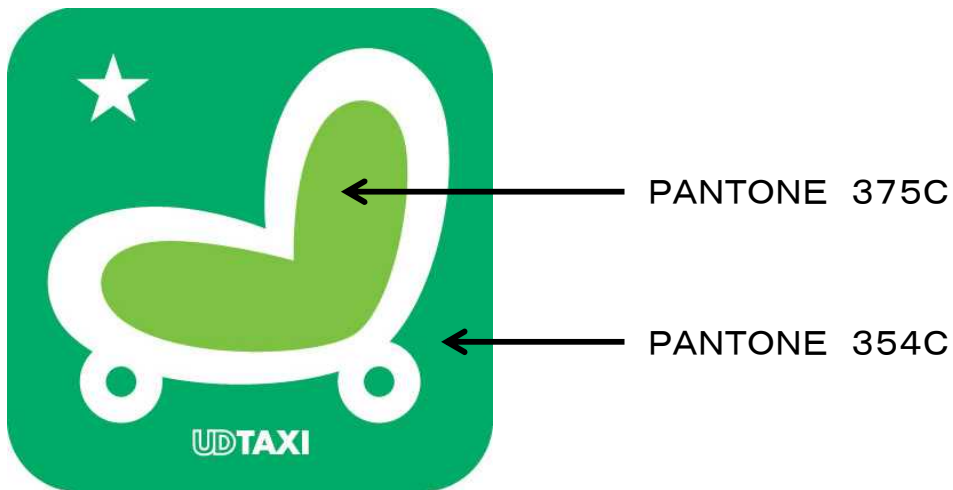


別表4の2

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日以前にレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

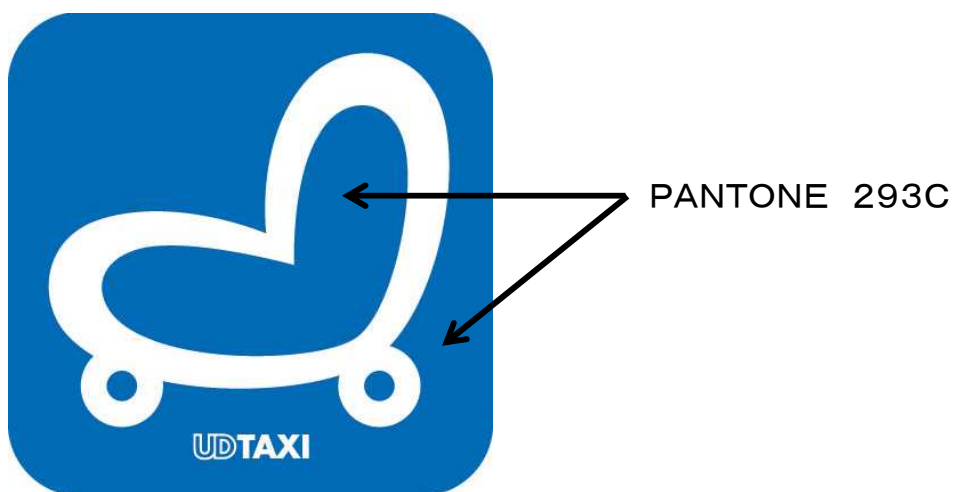


別表4の3

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない
車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



※配色について

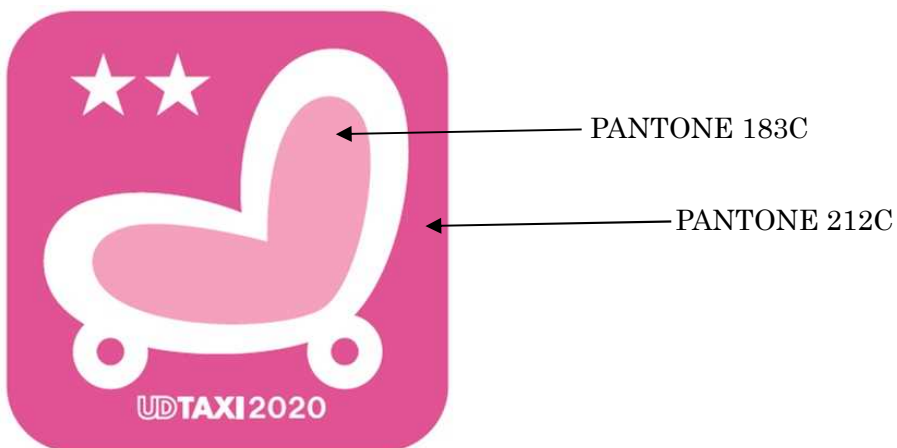


別表 4 の 4

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和 2 年 4 月 1 日以降にレベル 2 の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

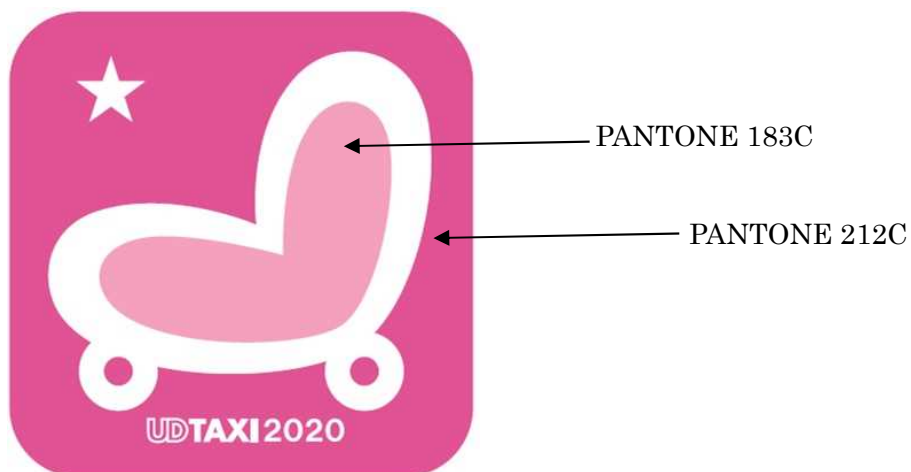


別表 4 の 5

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和 2 年 4 月 1 日以降にレベル 1 の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について



別表 4 の 6

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において、
レベル準1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

